

このリリースに関する連絡先:

三島祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー、中部電力と三菱 UFJ リースによるドイツの洋上風力発電所向け海底送電事業への参画に関して、法的アドバイスを提供

【東京発 2017 年 5 月 24 日】ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、中部電力株式会社（以下「中部電力」）及び三菱 UFJ リース株式会社（以下「MUL」）が、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」）から同社子会社 2 社の株式の 49%を取得する案件において、中部電力及び MUL に法的アドバイスを提供しました。同三菱商事の子会社 2 社は、オランダの国営送電事業者である TenneT Holding B.V.と共同で、ドイツにおける洋上風力発電所と陸上を繋ぐ 4 つの海底送電ケーブルの運営及び保守を行う事業の事業権を保有しています。

中部電力及び MUL が、海外の送電事業に参画するのは今回が初めてとなります。

洋上風力は、大気汚染物質や温室効果ガスの排出削減に寄与する再生可能エネルギー源のひとつです。洋上風力は陸上の風力と比較して極めて強く、洋上送電網の需要は急速に高まっています。

本案件は、東京事務所の大型プロジェクト：エネルギー、鉱業&インフラストラクチャグループの代表を務めるアン・ハン（Anne Hung）とオフカウンセルのサミール・デサイ（Samir Desai）、並びにベルリンオフィスのパートナーであるティム・ハイトリング（Tim Heitling）及びトーマス・ドーマー（Thomas Doermer）がリードし、アソシエイトの谷田部耕介とホジョン・ジュン（Hojung Jun）が本件を担当しました。

本件についてアン・ハンは、「地球環境の保全に大きく寄与する本プロジェクトにおいて、中部電力と MUL に法的支援をご提供することができ、大変光栄に思います。私たちは、今後もこのような社会的意義のある事業分野において、お客様に価値ある法的アドバイスをご提供できるよう、全力で取り組んで参ります」と述べています。

また、ティム・ハイトリングは、「ドイツのエネルギーセクターへの戦略的投資に際して、中部電力と MUL に支援をご提供できたことを非常に嬉しく思います。洋上送電システムは厳格な規制が適用されるインフラ資産であり、ドイツのエネルギー転換政策の要であるとともに多大な投資が必要とされている分野です」と述べています。

- 以上 -

本件における責任者



アン・ハン
パートナー、大型プロジェクト：エネルギー、鉱業&インフラストラクチャ
グループ代表
03 6271 9443
anne.hung@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー東京オフィスの大型プロジェクト：エネルギー、鉱業&インフラストラクチャグループを率いる。石油・ガス、天然資源、インフラストラクチャ、発電所プロジェクトの開発等に関わる実務を専門とし、M&A、プロジェクトファイナンス、及びプロジェクト開発案件を数多く手掛ける。
Euromoney Women in Business Law Awards 2013において、エネルギー・天然資源部門の最優秀女性弁護士に授与される「**Best Practitioner for Energy and Resources**」を受賞。1991年に来日する以前は、1989年よりベーカーマッケンジー・シドニーオフィスに勤務。

ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカーマッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。